

～ 子供たちのための望ましい教育環境をめざして ～

川俣町小学校再編計画

令和元年 1 1 月
川俣町教育委員会

目 次

1	本計画の位置づけ	1
2	これまでの経過	1
(1)	P T A及び自治会等役員説明会の開催状況	1
(2)	町政懇談会の開催状況	1
(3)	保護者・地域説明会の開催状況	2
(4)	説明会を終えて	2
3	基本方針	2
(1)	基本となる考え方	2
4	実施計画	3
(1)	小学校再編の主なスケジュール	3
(2)	再編準備協議会の設置	3
(3)	広報による周知	4
(4)	計画の見直し	4

資 料

【資料 1】	川俣町小学校再編準備協議会規則	5
【資料 2】	川俣町小学校再編準備協議会委員名簿	6

1 本計画の位置づけ

本計画は、川俣町小学校及び幼稚園・保育園の再編計画の下位計画として位置づけ、小学校の再編を円滑に進めるために策定します。

2 これまでの経過

(1) P T A及び自治会等役員説明会の開催状況

No.	開催日	会場	参加者数	備考
1	6月10日（月）	飯 坂 小 学 校	12	
2	6月11日（火）	富 田 小 学 校	15	
3	6月13日（木）	福 田 小 学 校	10	
4	6月14日（金）	川 俣 小 学 校	24	
5	6月17日（月）	川 俣 南 小 学 校	20	
6	7月5日（金）	富 田 幼 稚 園	14	
7	7月5日（金）	すみよし保育園	21	
8	7月12日（金）	川 俣 南 幼 稚 園	8	
計		8会場	124	

(2) 町政懇談会の開催状況

No.	開催日	地区名	参加者数	備考
1	6月18日（火）	福 田	26	
2	6月19日（水）	小 島	53	
3	6月20日（木）	大 綱 木	20	
4	6月26日（水）	小 綱 木	26	
5	6月27日（木）	小 神	30	
6	7月2日（火）	山 木 屋	21	
7	7月3日（水）	中 央 自 治 会	24	
8	7月4日（木）	川 俣 南 自 治 会	30	
9	7月9日（火）	飯 坂	35	
10	7月10日（水）	鶴 沢	26	
11	7月17日（水）	中 丁 自 治 会	13	
12	7月18日（木）	福 沢	31	
13	7月23日（火）	仁 井 町 自 治 会	25	
14	7月24日（水）	すみよし自治会	10	
15	7月25日（木）	宮 赤 自 治 会	12	
16	7月30日（火）	本 町 行 政 区	16	
計		16地区	398	

(3) 保護者・地域説明会の開催状況

No.	開催日	会場	参加者数	備考
1	8月5日（月）	福田小学校	27	
2	8月6日（火）	富田小学校	36	
3	8月7日（水）	川俣南小学校	37	
4	8月8日（木）	川俣小学校	35	
5	8月9日（金）	飯坂小学校	21	
計		5会場	156	

(4) 説明会を終えて

これまでの説明会において、令和4年4月の小学校1校への再編、及び令和5年4月の幼保連携型認定こども園の開設について、理解が得られたものと考えます。

なお、小学校再編については、スクールバスの運行、通学路や駐車場の整備などの通学関係、再編に伴う児童の不安解消など環境変化への対応、制服・運動着の対応などについて、要望や意見がありました。これらの諸課題については、再編準備協議会において協議・検討することとします。

3 基本方針

(1) 基本となる考え方

- ① 児童の教育環境の充実を図ります。
- ② 小学校の再編は、「新たな未来を創造する新しい学びの場が生まれる」という意識で行います。
- ③ 再編に向けた事前交流等により、再編による児童の不安解消を図ります。
- ④ スクールバス等による遠距離通学者への対応、及び安全・安心な登下校のための環境整備に努めます。
- ⑤ 各学校で行ってきたふるさと学習など地域に根ざした特色ある教育をすすめます。
- ⑥ 再編に向けた準備などについて、再編準備協議会において協議・検討します。
- ⑦ 校舎等の改修工事にあたっては、児童の安全及び教育活動の支障とならないよう配慮します。

4 実施計画

(1) 小学校再編の主なスケジュール

項 目	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
1 小学校の再編															小 学 校 の 再 編	
(1) 保護者・地域説明会				・説明会												
(2) 再編準備協議会				・設置	再編準備協議会（隔月開催の予定）											
(3) 児童の事前交流事業					事前交流事業											
(4) スクールバス発着所選定								発着所選定								
(5) スクールバス運行計画策定											スクールバス運行計画策定					
(6) 条例改正										・学校設置条例等の一部改正						
(7) 閉校事業										閉校事業（各校）						
(8) 閉校式													・閉校式			
(9) 備品の移設・廃棄													備品の移設・廃棄			
2 施設等の整備																
(1) 基本設計				基本設計												
※現地調査、設計条件の整理等																
(2) 実施設計						実施設計										
(3) 校舎改修工事										校舎改修工事						
※基本設計にて、期間及び工法等検討（居ながら改修）																
(4) 体育館改修工事										体育館改修工事						
(5) プール改築工事（未定）																
(6) スクールバス発着所整備										スクールバス発着所整備						

(2) 再編準備協議会の設置

小学校再編に係る諸課題について協議・検討するため、川俣町教育委員会の附属機関として、川俣町小学校再編準備協議会を設置します。

○ 小学校再編準備協議会スケジュール

項 目		令和元年度												令和2年度												令和3年度														
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
会議の開催月(予定)																																								
学校名	・学校名の検討 (校章、校歌等)																																							
施設改修	・校舎、体育館、ランチルームの改修 ・プールの改修																																							
制服・運動着	・制服、運動着等の調整 ・指定用品の調整																																							
スクールバス	・乗車条件、ルート、乗降所の検討 ・発着所の検討																																							
駐車場	・駐車場の検討																																							
登下校	・集団登校の検討 ・登下校の見守り検討																																							

令和4年4月

小学校再編

※ スケジュールは概要です。状況に応じて適宜変更します。

(3) 広報による周知

① 再編準備協議会の協議結果等を保護者及び地域の方々に周知するため、以下の方法により広報を行います。ただし、再編準備協議会において非公開とした事項を除く。

- ・ 小学校再編準備協議会だよりの発行
- ・ 町ホームページへの掲載

② 広報の時期は、再編準備協議会の開催後 1 か月以内を原則とします。

③ 定期的に「広報かわまた」に記事を掲載します。(年に 1 ～ 2 回程度)

(4) 計画の見直し

教育委員会は、本計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

【資料 1】川俣町小学校再編準備協議会規則

令和元年 9 月 2 4 日
川俣町教委規則第 4 号

川俣町小学校再編準備協議会規則

(設置)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成 6 年川俣町条例第 12 号）第 3 条の規定に基づき、川俣町小学校再編準備協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 通学方法等に関すること。
- (2) 再編に向けた児童の交流に関すること。
- (3) 施設整備等に関すること。
- (4) その他再編に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長会の代表
- (2) 各小・中学校の保護者代表
- (3) 各幼稚園及び保育園の保護者代表
- (4) 各小学校区の地域代表
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要と認めたときは、委員以外の関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

【資料2】川俣町小学校再編準備協議会委員名簿

川俣町小学校再編準備協議会委員名簿

令和元年11月現在

委員区分	No.	氏名	所属等
①校長会	1	おおうち まさゆき 大内 雅之	福田小学校長
	2	ほんな たけし 本名 武	川俣小学校長
	3	くまがい こうじ 熊谷 幸司	川俣中学校長
②保護者代表 (小・中)	4	くろさわ りょうた 黒澤 良太	福田小学校PTA
	5	いけだ よしひろ 池田 義寛	川俣小学校PTA
	6	ひらぎ よしはる 平城 吉春	富田小学校PTA
	7	さわだ のぶき 澤田 伸基	川俣南小学校PTA
	8	さいとう とおる 齋藤 徹	飯坂小学校PTA
	9	かんの ひろむ 菅野 大望	川俣中学校PTA
③保護者代表 (幼・保)	10	わたなべ よしゆき 渡邊 祥之	富田幼稚園PTA
	11	さいとう あき 齋藤 亜季	川俣南幼稚園PTA
	12	みやもと まこと 宮本 誠	すみよし保育園保護者会
④地域代表	13	さとう ぜんきち 佐藤 善吉	福田小学校区
	14	さいとう ひろゆき 齋藤 寛幸	川俣小学校区
	15	わたなべ しんいち 渡邊 眞一	富田小学校区
	16	さとう たけじ 佐藤 武二	川俣南小学校区
	17	たかはし とみお 高橋 富雄	飯坂小学校区
⑤その他	18	くろさわ さきこ 黒澤 沙希子	福田小学校PTA
	19	はしもと じゅんこ 橋本 純子	川俣小学校PTA
	20	さいとう えみ 齋藤 枝美	飯坂小学校PTA